

最近実施した主な施策について

平成 27 年 3 月 18 日
商務流通保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成 26 年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は以下のとおり。

1. 法令、省令改正等

- (1)適用除外火工品審査実施要領（内規）の制定（平成 26 年 4 月 7 日、同年 6 月 17 日一部改訂）

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の安全性を適切に評価するための審査手続、試験方法及び判定基準を定めた。なお、一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際に考慮すべき事項を追加する改訂を行った。

- (2)適用除外火工品の指定（告示改正：平成 26 年 6 月 25 日、9 月 18 日）

火薬類取締法の適用を受けない火工品として、新たに「雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器」、「自転車用ヘルメット型エアバッグ」、「自動二輪車用着衣型エアバッグ」、「針なし注射器用アクチュエーター」の追加を行った。

- (3)避雷装置に関する告示の改正

日本工業規格 A 4 2 0 1（2 0 0 3）「建築物等の雷保護」に規定する外部雷保護システムに適合する場合を認める改正を行うことを審議した。（平成 27 年 3 月 4 日：産業火薬保安ワーキンググループ、煙火保安ワーキンググループ合同開催）
今後、パブリックコメントを経て告示を改正予定。

- (4)指定都市への権限移譲

火薬類取締法の知事権限の指定都市への事務・権限の移譲については、検査機関の指定事務及び試験・免状交付事務を除いて移譲することとした。移譲の時期は平成 29 年 4 月 1 日。

今後、閣議決定の後、国会審議に付される予定。

2. ワーキンググループ（WG）等の活動状況

(1) 火工品検討WG

○第2回（平成26年4月18日開催）

- ・一般消費者向け製品の適用除外火工品審査実施要領（内規）の適用について
- ・雪崩対策用エアバックガス圧力容器封板せん孔器、自転車用ヘルメット型エアバックについて

○第3回（平成26年6月9日開催）

- ・自動二輪車用着衣型エアバック、針なし注射器用アクチュエーターについて

(2) 特則検討WG

○第2回（平成26年9月22日開催）

- ・火薬庫の最大貯蔵量に係る特則承認について

(3) 産業火薬保安WG、煙火保安WG

○第1回（平成27年3月4日開催）（合同開催）

- ・避雷装置に関する技術基準の見直しについて
- ・実包火薬庫の技術基準の見直しについて
- ・製造の技術基準に関する特則対象範囲の見直しについて
- ・火薬類の技術基準等の見直しについて